

## 「福岡の避密の旅」観光キャンペーン

### タクシー券取扱事業者募集要項

~~（※本事業は現在福岡県議会で審議中です。予算が成立しなかった場合は変更又は中止となることがあります。）~~

令和2年12月10日

12月28日追記

福岡県商工部観光局観光振興課

#### 1 目的

新型コロナウイルス拡大の影響により、深刻な影響を受けた旅行需要を喚起するために、国の需要喚起事業を補完・拡充する「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの一環として、県内旅行者が利用できるタクシー券を割増価格で販売し、旅行需要の早期回復を図るもの。

#### 2 タクシー券の発行主体

福岡県

#### 3 タクシー券概要

##### (1) 名称

「福岡の避密の旅」観光キャンペーンタクシー券（以下、「タクシー券」という）

##### (2) 発行期間

販売開始日（準備が整い次第）～2021年2月28日（日） ※売り切れ次第終了

##### (3) 販売場所

全国のコンビニエンスストア

（セブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート（予定））

##### (4) 額 面

500円券（ただし、最低販売額は1,000円とする。

（額面500円×2枚を1単位として500円で販売）

##### (5) 発行総額

10,000万円

##### (6) 利用タクシー事業者

取扱事業者として登録した福岡県内のタクシー事業者に限る。

##### (7) 主な利用条件

- ・タクシー料金を精算する際の利用に限る。
- ・現金との引き換えやつり銭の支払は不可とする。
- ・1乗車・1台につき額面6,000円までを上限とする。

##### (8) 利用期間

販売開始日（準備が整い次第）～2021年3月1日（月）まで

#### 4 取扱タクシー事業者募集要項

##### (1) 登録条件

以下の条件を全て満たす必要があります。登録後に条件を満たさないことが発覚した場合、直ちに登録を取り消します。

- ① 福岡県内に本社（個人事業者においては住所）または営業所を置くタクシー事業者（タクシー事業者とは、「道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」のことをいう）
- ② 使用するタクシーが福祉限定車両でないこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策（消毒設備の設置等）を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を取得していること。

「感染防止宣言ステッカー」申請は、下記 URL から行うことができます。

<https://act-against-covid-19.pref.fukuoka.lg.jp/form/>

※感染防止対策チェック項目のうち、「業種／その他の業種」（32頁）をご確認ください。

※感染症対策の防止措置が宣言通りに実施されているか現地確認に伺う場合があります。

- ④ 「福岡県暴力団排除条例」（平成 21 年福岡県条例第 59 条）を遵守すること。
- ⑤ タクシー事業者自ら（従業員含む）がタクシー券を購入して販売しないこと。
- ⑥ その他公序良俗に反しないこと。
- ⑦ 以下（2）に示す留意事項（ルール）を遵守できるタクシー事業者であること。

## （2）留意事項（ルール）

- ① 取扱タクシー事業者の乗務員は、旅行者がタクシー券を利用した場合は、確実に利用条件を満たしているか確認すること

（利用条件）

### 【宿泊施設利用者用】

以下の（A）（B）のいずれかを満たす必要があります。

（A）タクシー券に「G・O・T・ラベル事業」又は「福岡の避密の旅キャンペーン」を利用して宿泊した宿泊施設の証明（スタンプの押印）がされていること。

（B）「G・O・T・ラベル事業」又は「福岡の避密の旅キャンペーン」の宿泊助成を受けていることが確認できるものを所有していること。

### 【観光施設利用者用】

タクシー券に「よかここパスポート」に登録されている観光施設のスタンプが2カ所押印されていること。

- ② タクシー券清算業務が適切に実施できること
- ③ 事務局が支給するツールの管理のほか、使用済タクシー券の半券や個人情報等を適切に管理できること（5年間保存）。

## （3）清算について

- ① タクシー券の清算は、事務局到着日を基準として、原則月2回集計を行います。提出書類に不備がない場合は、原則2週間程度で取扱タクシー事業者が指定した銀行口座に振込を行います。振込手数料は福岡県が負担します。
- ② 清算に必要な書類に関しては、マニュアル等とあわせ、登録後に事務局より別途ご案内致します。
- ③ 清算手続きの最終期限は、2021年3月10日（水）必着となります。
- ④ 清算手続きは、原則、取扱タクシー事業者のみが行うことができるとし、それ以外の個人・団体からの申し出による換金には応じません。

## （4）登録申請方法

タクシー券の取扱を希望するタクシー事業者は、以下の書類を原則eメールにてご提出下さい。FAXまたは郵送にて提出する場合は、その旨お知らせください。

（提出書類）

- ① 「福岡の避密の旅」観光キャンペーンタクシー券取扱事業者登録申請書（様式1）
- ② 感染防止宣言ステッカーを取得していることがわかる資料（例：県HPの感染防止宣言ステッカー申請済店舗・施設情報画面で自社の名称が掲載されている画面の写し等）
- ③ タクシー事業者を運営する上で必要な許可を得ていることを証する書類（一般乗用旅客自動車運送業の許可書の写し（九州運輸局が証明した証明願でも代用可）

※③については、福岡県タクシー協会又は福岡県個人タクシー協会の会員は提出不要

（提出期限）

利用期間中は随時申請可能です。

但し、登録事務のため、申請から登録まで若干のお時間をいただきます。

## <取扱タクシー事業者登録に関するお問い合わせ及び登録申請書類提出先>

〒810-0074 福岡市中央区大手門1-8-8 ベイサージュ大手門6F（株式会社フューチャー内）

TEL： 092-791-1580（10時～17時（土・日・祝日及び12/29～1/3除く））

FAX： 092-781-0051

Mail： fukuoka-himitsu-taxicp@future-event.co.jp